

第3次

太田市男女共同参画基本計画

平成30年度～平成34年度
(2018年度～2022年度)



平成30年3月

太 田 市

はじめに



性別に関わりなく全ての個人が互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した現状の中で、我が国経済の力強い発展や男女間の実質的な機会の平等の観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題であります。

このような状況の中、国では平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、男女共同参画社会実現に向けた大きな動きがありました。

本市においては、平成25年3月に策定した「第2次太田市男女共同参画基本計画」のもと、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してまいりましたが、男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識や女性の就労に対する考え方など、解決しなければならない課題を踏まえ、『あらゆる分野に参画する機会を確保し、男女が性別に関わらず、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現』を理念に掲げ、このたび「第3次太田市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画を着実に推進していくためには、市民、地域団体、事業者や関係機関と連携、協働して取り組むことが重要であり、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆さま、ご尽力を賜りました「太田市男女共同参画推進協議会委員」の皆さまをはじめ、関係各位の方々に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

太田市長

清澤聖義

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の性格と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 計画の重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第3章 施策の展開

- 1 計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 基本目標と施策の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画
 - 施策の方向 1 男女共同参画の意識づくり・・・・・・・・・・7
 - 施策の方向 2 男女平等教育の推進・・・・・・・・・・・・・・8
 - 施策の方向 3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大・・9
 - 基本目標Ⅱ 仕事と家庭生活の調和
 - 施策の方向 4 ワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・・11
 - 施策の方向 5 就労の平等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
 - 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、安心・安全な暮らしの実現
 - 施策の方向 6 女性に対する暴力の防止・・・・・・・・・・・・14
 - 施策の方向 7 防災分野における男女共同参画・・・・・・・・15
 - 基本目標Ⅳ 実効性のある男女共同参画行政
 - 施策の方向 8 男女共同参画推進体制の充実・・・・・・・・・・16
- 4 指標項目と目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

太田市男女共同参画に関する意識調査<個人調査・企業調査>概要・・・・・・・・・・19

参考資料

- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約・・・・・・・・33
- 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・47
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・56
- 太田市男女共同参画推進協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・67
- 太田市男女共同参画推進協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・69
- 太田市男女共同参画推進会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・70
- 太田市男女共同参画推進会議担当課連絡会議運営基準・・・・・・・・72
- 男女共同参画に関する年表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」(平成11年6月)は、すべての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けず、男女の人権が尊重されることを、男女共同参画社会形成の基本理念の一つとしています。

男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、群馬県男女共同参画推進条例等が施行され、男女の人権が等しく尊重され(男女平等)、ともに参画し責任を担う(男女共同参画)社会を実現していくための体制は整備されてきました。

本市においても「太田市まちづくり基本条例」が施行され、また、取り組みとしては、平成20年度に「太田市男女共同参画基本計画」、平成24年度に「第2次太田市男女共同参画基本計画」を策定し、様々な施策を実施してきました。

しかしながら平成29年6月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「性別によって役割を固定的にとらえる考え方」(固定的役割分担意識)に肯定的ではない傾向となってきたものは、肯定的な人がなお3割余りを占め、「男女の地位の平等感」には大きな男女差があり、依然として社会の諸側面で男性優位と感じている人が7割余りであることなどにより前回調査(平成24年)と市民の男女共同参画に関する意識や生活実態には十分な変化が見られない結果となりました。

また、人口減少、少子高齢化と家族形態の変化、非正規雇用による労働の不安定化、貧困など社会情勢の中で様々な課題が生じています。そして、女性の活躍や男女が共に家庭や職場・地域に関わっていく環境の推進が求められています。男女が平等に共同参画する社会を作っていくためには、男女共同参画社会の大切さが市民や事業所に広く理解され共有されていくことが必要です。

そのため、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するために、「第2次太田市男女共同参画基本計画」を踏襲し「第3次太田市男女共同参画基本計画」を策定します。

2. 計画の性格と位置付け

- 本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、太田市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- 本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定される「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を含みます。※基本目標Ⅰ・Ⅱ
- 本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を含みます。※基本目標Ⅲ
- 本計画は国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」を勘案して策定するものです。
- 本計画は「太田市まちづくり基本条例」に基づくとともに「第2次太田市総合計画」や他の部門との整合性を図り策定しています。
- 本計画は市民意識調査の結果や協議会からの提言及び市民の意見を反映して策定しています。

3. 計画の期間

本計画の期間は平成30年度から平成34年度（2018年度から2022年度）までの5年間とします。なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直し等を行います。

(1) 世界の動き

国際連合は、女性差別の撤廃に向けて世界的規模で取り組むため、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、女性の地位向上を図るためのガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。昭和51年から昭和60年（1976年から1985年）を「国連婦人の10年」と定め、女性の地位向上のための施策を重点的に男女平等を実現するための取り組みが始まりました。

昭和54年（1979年）には政治・経済・社会・文化等あらゆる分野における女性差別をなくすために必要な措置を規定した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）を採択し、各国の取り組みはなお一層推進されることとなりました。

昭和56年（1981年）にはILO総会において「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」が採択され、男女がともに家族的責任を担えるよう、就労環境を整備すべきことを定めています。また、平成5年（1993年）には、国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶が急務であることが確認されました。

平成7年（1995年）に北京で「第4回世界女性会議」を開催、女性の権利は人権であるとうたった「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、平成12年（2000年）まで、各国が優先的に取り組むべき貧困・教育・健康など12分野における戦略目標を示しています。

その後、ニューヨークにおいて、平成12年（2000年）に国連特別総会「女性2000年会議」、平成17年（2005年）に第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）、平成22年（2010年）に第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）、平成27年（2015年）に第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」の実施の確認等が協議されました。

(2) 国及び群馬県の動き

国は、「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を受け、昭和50年（1975年）総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52年（1977年）には今後10年間の女性行政関連施策の方向を示した「国内行動計画」を策定、国際的な潮流に呼応した取り組みを推進することとなりました。

また「男女雇用機会均等法」の制定や「国籍法」「戸籍法」の改正など男女平等に関する法律や制度面の整備により昭和60年（1985年）には「女子差別撤廃条約」を批准しました。

昭和62年（1987年）に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、平成3年（1991年）には固定的な性別役割分担意識の解消と女性のあらゆる分野における参画を図るため、第一次改定が行われました。

平成8年（1996年）12月には男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

平成11年（1999年）6月「男女共同参画社会基本法」が制定されるとともに、翌平成12年（2000年）12月には、同法に基づく初めての法定計画である「男女共同参画社会基本計画」が策定され、一層の充実が図られました。

国内の推進体制としては、「男女共同参画会議」が設置され、平成13年（2001年）4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定、平

成 14 年(2002 年)の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正や、平成 16 年(2004 年)の「DV 防止法」の改正等により整備が図られてきました。平成 17 年(2005 年)には、新たに「男女共同参画基本計画(第 2 次)」を、平成 22 年(2010 年)に「男女共同参画基本計画(第 3 次)」を、平成 27 年(2015 年)8 月に女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮し活躍できる社会を目指して「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、12 月に「男女共同参画基本計画(第 4 次)」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて一層取り組むことになりました。

群馬県では、昭和 55 年(1980 年)に「新ぐんま婦人計画」を策定、平成 5 年(1993 年)に「新ぐんま女性プラン」の策定により女性施策の推進体制を整備しました。

平成 13 年(2001 年)には「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「ぐんま男女共同参画プラン」の策定、平成 16 年(2004 年)には「群馬男女共同参画推進条例」を制定しています。

平成 18 年(2006 年)には「群馬県男女共同参画基本計画(第 2 次)」及び「ぐんま DV 対策基本計画」を制定、その後、平成 23 年(2011 年)に第 3 次計画、平成 28 年(2016 年)3 月には「群馬県男女共同参画基本計画(第 4 次)」が策定されました。

平成 21 年(2009 年)4 月に「ぐんま男女共同参画センター」を設立し、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが推進されています。

(3) 太田市の動き

太田市は平成 17 年 3 月 28 日に太田市、尾島町、新田町、藪塚本町と合併しました。合併前の旧太田市では、平成 11 年(1999 年)3 月「太田市女性プラン」に基づき、旧 3 町においては計画の策定にはよらずそれぞれ男女共同参画に関する施策に取り組んできました。合併後の平成 17 年(2005 年)12 月に「太田市まちづくり基本条例」を制定し、参画と協働のまちづくりを進めるため、まちづくりの基本原則の 1 つとして、「市及び市民は、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくり」への取り組みを定めています。

平成 20 年(2008 年)3 月に「太田市男女共同参画基本計画」、平成 25 年(2013 年)3 月に「第 2 次太田市男女共同参画基本計画」を策定し、基本目標の達成に向け様々な事業を行ってきました。しかし、計画の成果を測るために、平成 29 年(2017 年)6 月に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施したところ、市民の男女共同参画に関する意識や生活実態には前回調査(平成 24 年)から市民の意識に十分な変化が見られないなどの課題があり、「第 3 次太田市男女共同参画基本計画」を策定し、施策の一層の推進をします。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

OTA CITY

太田市男女共同参画基本計画は、男女が性別にかかわらず個性と能力を生かし、対等なパートナーとしてともに責任を負いつつ、社会のさまざまな分野に参画することにより、多様な生き方が認められる、心豊かで活力ある社会を築くために、太田市における施策を計画的に進めるものです。

2. 計画の重点課題

OTA CITY

- 男女共同参画社会形成への理解の広がり
- 仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- 社会の責任ある立場への男女共同参画
- 固定的な役割分業の考え方や習慣の流動化・解消
- 女性に対する暴力の防止と、被害者の救済・問題解決

3. 計画の基本目標

OTA CITY

この計画では男女共同参画社会を実現するために次の4つの基本目標のもとに、施策を推進していきます。

- 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画
- 基本目標Ⅱ 仕事と家庭生活の調和
- 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、安心・安全な暮らしの実現
- 基本目標Ⅳ 実効性のある男女共同参画行政

4. 計画の進行管理

OTA CITY

毎年1回、掲載事業の実施状況を把握します。

毎年1回、「男女共同参画に関する市民意識調査」によるものは計画期間中1回、成果指標の値を把握し目標達成度（目標達成効果率）を確認します。

実施状況や目標達成度の結果を毎年1回、男女共同参画推進協議会に報告し同協議会で検討・協議・評価します。

第3章 施策の展開

1. 計画の体系図

基本目標	施策の方向	基本的施策
I あらゆる分野における男女共同参画	1 男女共同参画の意識づくり	① 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
		② 男女共同参画推進に関する学習機会の提供
		③ 男女共同参画を推進する団体への活動支援
		④ 市職員への男女共同参画研修の充実
	2 男女平等教育の推進	① 学校における男女平等教育の推進
	3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 市政における女性の能力発揮の推進
② 地域活動における男女共同参画の推進		
II 仕事と家庭生活の調和	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	① ワーク・ライフ・バランスに関する学習機会の提供
		② 市職員のワーク・ライフ・バランスの推進
		③ ワーク・ライフ・バランスの推進のための働きかけ
	5 就労の平等	① 女性の就労支援
		② 家庭生活と両立しやすい環境整備の推進
III 人権を尊重し、安心・安全な暮らしの実現	6 女性に対する暴力の防止	① 女性に対する暴力の相談・支援体制の充実
		② 女性に対する暴力防止のための啓発活動
	7 防災分野における男女共同参画	① 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進
IV 実効性のある男女共同参画行政	8 男女共同参画推進体制の充実	① 計画の成果を上げる進行管理の実施
		② 庁内推進体制の強化

『あらゆる分野に参画する機会を確保し、男女が性別にかかわらず、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現』を本計画の基本理念とします。

基本目標 I あらゆる分野における男女共同参画

施策の方向 1 男女共同参画の意識づくり

現状と課題

あらゆる分野で女性の参画がまだ不十分であり、その能力と個性を十分に発揮することのできる社会ではありません。

市民意識調査では男女平等に関する考えについて、「社会の仕事は男性の役割、家事や子育てや介護は女性の役割」というように性別によって役割を固定的にとらえる考え方（固定的性別役割分担意識）について、「同感する」は29.1%、「同感できない」は47.2%、また、社会全体の男女の地位について、「男性の方が優遇されている」が69.0%の結果でした。

「固定的性別役割分担意識」が根強く残っていることも原因の一つであり、女性の自立や社会への参画を妨げていることにより、社会全体の地位において女性は補助的な役割にとどまっている傾向にあります。男女共同参画社会は、女性のための取り組みだけではなく、性別にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができ、男性にとっても暮らしやすい社会につながります。全ての人々にとって必要であるという認識を啓発する必要があります。

施策

男女共同参画社会について、市民一人ひとりが自らの問題として捉え、正しい理解を深めるため、情報の発信や学習機会の提供などにより啓発活動を推進するとともに、男女共同参画の理念の普及と固定的性別役割分担意識の改革を図ります。

市民活動を推進し、市民と行政が連携していくために団体等を育成し、活動の支援に取り組みます。

基本的施策① 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画推進に関する広報啓発活動	広報紙やホームページ・コミュニティ放送の活用により、意識啓発のための情報提供を実施します。	市民そうだん課

基本的施策② 男女共同参画推進に関する学習機会の提供

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画講演会の開催	男女共同参画講演会を開催し、意識・認識の普及に努めます。	市民そうだん課
地域における学習機会の提供	男性の参加を配慮し、男女共同参画を視点に入れた事業を実施します。	各行政センター

基本的施策③ 男女共同参画を推進する団体への活動支援

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画推進団体の育成と活動への支援	市民団体・NPO・行政センターサークル等を育成し、活動を支援します。	市民そうだん課

基本的施策④ 市職員への男女共同参画研修の充実

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画職員セミナーの開催	新規採用職員、一般職員を対象に男女共同参画の意識啓発研修を実施します。	市民そうだん課

施策の方向 2 男女平等教育の推進

現状と課題

男女平等についての意識や価値観は、幼少期から培われるものであり、子どもたちが学ぶ教育のありかたは大きく影響されます。

市民意識調査では男女の地位について「社会通念・慣習・しきたり」「政治」「職場」などは「男性が優先」が最も多かったが、「学校教育の場」は「平等になっている」が最も多い結果でした。

社会の一員として、学校の現場から、性別にかかわらず個性や能力が十分に発揮できる環境づくりや男女平等の学習を推進していく中で、人権問題・男女共同参画についての理解を深め、子どもたちが自主的に考え行動できる姿勢を育むための教育が必要です。

施策

性別にかかわらず個性や能力が十分に発揮できる男女平等の学習を推進し、人権問題・男女共同参画についての理解を深め、子どもたちが自主的に考え行動できる姿勢を育むための教育に取り組みます。

次代を担う子どもの発達状況に応じて学校の果たす役割は大きく、重要なかわりのある教職員が男女平等意識を持つことが必要であるため、指導力向上となるよう研修を行います。

基本的施策① 学校における男女平等教育の推進

事業名	事業内容	担当課
学習指導要領に基づく男女平等教育の推進	発達段階に応じて、人権尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図ります。	学校教育課
教職員研修の充実	男女平等について、正しい理解と認識を深め、男女平等を積極的に推進するための自覚と実践的指導力の向上を図ります。	学校教育課

施策の方向 3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

政策・方針決定過程への男女共同参画は民主主義の基礎であり、男女共同参画社会基本法は、「政策等の立案及び決定への共同参画」を男女共同参画の形成の基本理念の一つとしています。政策・方針決定過程の場において、女性の参画を進めることは、女性の意見を社会に反映し、自分らしく活躍できる場が広がることから様々な場面において女性の登用や人材の育成を進めていくことが重要です。

企業意識調査において、女性管理職が少ない理由は「女性自身が管理職になることを望んでいないことが多い」が23.6%と女性管理職が10%未満の企業が回答しています。

市民意識調査では地域活動（町内会・ボランティア）での男女共同参画については、「団体の会長は男性、女性は補助的役職に就く慣行がある」が28.2%の結果でした。

あらゆる分野における活動に参画していくためには女性自身がエンパワーメントする（力をつける）必要もあるため、育成が必要になります。

施策

女性が市の政策・方針決定過程への参画を推進するために、あらゆる分野において人材を発掘・育成し、指導的立場にある女性を増やす取り組みを行います。

また、女性が責任ある立場につくことができるよう、そして役割が固定化されることのないように、社会や地域の活動において環境づくりに努めます。

基本的施策① 市政における女性の能力発揮の推進

事業名	事業内容	担当課
審議会等への女性の登用推進	女性委員のいない審議会等の解消に努めます。審議会等への女性の参加率が33%以上になるよう推進します。	企画政策課
女性職員の管理職等への登用推進	性別に関わりなく職員が能力を最大限に発揮できる組織を作るため、適材適所の人員配置に努めます。	人事課
女性職員のリーダー育成支援	女性職員のロールモデルの育成や職員の意識変容及びスキルアップを図るため、職員の意見交換会や外部派遣研修を積極的に行います。	人事課
女性教職員の管理職等への登用推進	多様な視点や能力を学校経営に活かすことを鑑み、ミドルリーダーの育成に力を入れ、登用の推進を図ります。	学校教育課

基本的施策② 地域活動における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課
自治会における役員等の女性登用推進	自治会において男女共同参画の推進が図れるよう女性役員等の登用について協力を求めます。	地域総務課
PTA、学校評議員への男女共同参画推進	PTAの女性会長職及び男性役員が増加と、学校評議員に占める女性の割合の増加に向けて、参画を推進します。	学校教育課

—— 基本目標 Ⅱ —— 仕事と家庭生活の調和

施策の方向 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は女性だけでなく、男性にとっても暮らしに豊かさや潤いをもたらします。そのためには、男女間格差是正や男性中心型労働慣行等の意識改革のため、男女の働き方の見直しに向けた情報提供や啓発事業の実施や環境づくりをすすめることが必要です。

市民意識調査から、仕事上過重なストレスがあるが仕事を続けたい人が多い中、男女がともに仕事と家庭を両立していくためには、育児のための休暇・休業を取りやすい職場環境、配偶者や家族の家事・育児・介護への協力が必要と考える人が多い結果でした。

企業意識調査では、ワーク・ライフ・バランスの取り組み状況について、「特に取り組んでいない」が50.0%と最も多い結果でした。

仕事と子育ての両立支援を中心とした、子どもを産み育てやすいようにするための環境整備が行われてきましたが、子どもや介護を必要とする高齢者と暮らす勤労者の家庭にあっては、家庭生活との両立が困難な場合が依然として残っています。

施策

家族形態の多様化から男性も女性もともに協力し、子育てや介護など取り組む必要があるため、家庭の相互扶助や働き方について普及・啓発に努めます。

妊娠・出産期の女性に対する健康や育児・家事、介護などについて男性の理解や積極的な参加を推進します。

女性農業者が家族の話し合いと男女共同参画により充実・成長し、家族一人ひとりが尊重される関係を築き、経営参画、経済的地位の向上を図り、次世代に繋げていくため、家族経営協定の締結を推進します。

基本的施策① ワーク・ライフ・バランスに関する学習機会の提供

事業名	事業内容	担当課
「妊娠中のセミナー」での男性の家事や育児への参画推進	パートナーとなる準備や心構えができるよう、「妊娠中のセミナー」において男性へ育児や家事への参画を推進します。	健康づくり課

基本的施策② 市職員のワーク・ライフ・バランスの推進

事業名	事業内容	担当課
育児・介護休業制度を取得しやすい職場環境の整備	育児・介護休暇及び休業の取得に向け、制度の周知と休暇の取りやすい環境づくりを推進します。	人事課

基本的施策③ ワーク・ライフ・バランスの推進のための働きかけ

事業名	事業内容	担当課
農家の家族経営協定の締結促進	家族経営協定についての理解を図り、締結農家の育成・増加に努めます。	農業委員会事務局
企業へのワーク・ライフ・バランスの普及推進	企業に対するワーク・ライフ・バランスの普及を進め、各企業での取組が進むよう努めます。	市民そうだん課
家庭の相互扶助及び協働の推進	おおた家庭の日の周知等を行い理解を図ります。	生涯学習課

施策の方向 5 就労の平等

現状と課題

前回の市民意識調査では「子どもが生まれたら職業をやめ、大きくなったら再び持つ方がよい」が最も多かったが、今回の意識調査では「子どもが生まれても職業を続ける方がよい」が最も多い結果でした。育児休業を取得して就業を継続する女性の割合は増加傾向にあり、また、「女性が輝く社会」の実現のため、太田市に対して望むことは、「出産・子育て・介護などの理由で退職した女性の再就職支援」、「妊娠・出産・子育て・介護などの理由により離職しないための支援」が多く、女性が職業を続けたいという意識は高く、離職しないための環境が求められ、そして育児等を終えて再就職支援の必要もあります。

施策

働きたい女性が、個性と能力を発揮し、そしてライフスタイルにあった就労ができるよう、情報の提供やスキルを身につけるためのセミナー等を実施します。

保護者の多様な就労形態や子育て支援の必要性が増していることにより、施設整備やニーズに応じた保育サービス、放課後児童対策等の充実を図ります。

基本的施策① 女性の就労支援

事業名	事業内容	担当課
お仕事相談パークの利用促進	お仕事相談パークの周知を進め、女性の就業機会の拡大を目指します。	工業振興課
再就職支援講座の開催	再就職に必要なスキルを身につけるため、就業支援及びパソコン・ビジネスマナーの講座を開催します。	工業振興課
女性の創業支援	女性のための起業セミナー・起業家講演会・テレワーカー養成講座・講演会・交流会を実施します。	工業振興課
ひとり親家庭等への自立支援事業の充実	ひとり親家庭等の経済的自立に向けて、資格取得のための給付金支給などの支援を行います。	こども課

基本的施策② 家庭生活と両立しやすい環境整備の推進

事業名	事業内容	担当課
幼稚園・保育園等の整備充実	希望者全員の入所に努めるため、施設の整備など働く男女の子育てを支援します。	こども課
放課後児童対策の充実	施設利用希望者全員の入所及び運営の充実に努めます。	児童施設課

—— 基本目標 Ⅲ ——
人権を尊重し、安心・安全な暮らしの実現

施策の方向 6 女性に対する暴力の防止

現状と課題

暴力は、社会が根絶すべき重大な人権侵害であり、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。配偶者からの暴力は被害者の心身を激しく傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる行為です。

市民意識調査では、「DV（ドメスティック・バイオレンス）がテレビや新聞などで問題になっていることは知っている」の回答が70.0%あり、DVは犯罪との社会問題が広く認識されている結果です。また、「配偶者や恋人などから受けた暴力の相談」について、「相談しなかった」の回答は24.1%、前回調査（37.2%）より減少し、徐々にひとりで抱えない傾向にはなっていますが、被害者が声をあげられないなどの潜在的な課題があります。被害者の相談先では「友人・知人」、「家族や親戚」が多い結果でした。

被害を受けている女性の保護救済と問題解決への支援、暴力の根絶を図ることは重要な課題です。

施策

被害者への相談体制の充実を図り、幅広い関係機関との連携を強化し、支援に取り組みます。また、暴力を容認しない社会認識と理解を深めるため、啓発事業に努めます。

基本的施策① 女性に対する暴力の相談・支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課
相談体制の充実	配偶者等からの暴力や離婚などの相談に助言し、また、相談を受ける職員の資質向上に努め、相談体制の充実を図ります。	市民そうだん課
DV 被害者に対する支援	市関係課及び女性相談所・警察等関係機関と連携し、被害者が安全に生活するための支援を行います。	市民そうだん課

基本的施策② 女性に対する暴力防止のための啓発活動

事業名	事業内容	担当課
女性に対する暴力防止のための啓発活動	被害防止のため、広報等により啓発を実施し、周知を図ります。	市民そうだん課
若年層へのデートDV防止セミナーの開催	若年層へのデートDV予防啓発教育のためのセミナーを実施します。	市民そうだん課

施策の方向 7 防災分野における男女共同参画

現状と課題

東日本大震災において避難所運営等での男女共同参画の視点が課題となり、男女の違いからニーズの違いを考慮した防災対策の推進に取り組む必要があります。女性専用スペース（トイレ・脱衣所・授乳場所等）の確保など、災害において弱い立場になることが多い女性の声を反映できるようにするには防災分野には女性の参画が必要です。

施策

市防災会議への女性委員の参画を促すことにより防災対策に関する政策や方針を決定する際に女性の意見が広く反映されるよう取り組みます。

基本的施策① 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進

事業名	事業内容	担当課
防災分野への女性の参画推進	防災会議への女性委員の参画を促し、女性の視点を取り入れた防災計画、防災体制づくりに努めます。	防災防犯課

—— 基本目標Ⅳ ——
実効性のある男女共同参画行政

施策の方向 8 男女共同参画推進体制の充実

現状と課題

男女があらゆる分野で対等に参画し、ともに生きる男女共同参画社会を実現するため、市民や団体、企業等がそれぞれの役割を理解し、連携や協力により総合的かつ効果的な取り組みを計画し推進していくことが必要です。

男女共同参画の実現に向けて、様々な施策を円滑に行うための男女共同参画推進条例の制定について検討します。

施策

「第3次太田市男女共同参画基本計画」を着実に推進し、その効果を上げるために、計画の進捗状況把握、評価による進行管理をすることにより男女共同参画社会形成に向けた施策に取り組みます。進行管理の過程では成果指標の現状値や目標達成効果率のみではなく、その変化・不変化の要因に注目していきます。

施策の実施状況及び社会情勢の変化に応じ、随時見直しを行います。

基本的施策① 計画の成果を上げる進行管理の実施

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画基本計画の進行管理と評価	毎年度進捗状況を把握し、効果の評価を行い、進行管理を行います。	市民そうだん課

基本的施策② 庁内推進体制の強化

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画の視点に立った業務遂行	太田市役所全課において、「男女共同参画の視点を踏まえて業務が行われているか」について、実態を継続的に把握します。	市民そうだん課

4. 指標項目と目標値

計画が着実にあがるよう、以下の通り、計画の成果を把握するための指標と、計画終了時点の目標値を設定します。

—— 基本目標 I —— あらゆる分野における男女共同参画

指 標 項 目	基準値		目標値		
	数値	年度	数値	年度	
「男女共同参画社会基本法」の認知度（※）	41.9%	H29	70%	H33	
「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担の考え方に否定的な人の割合（※）	47.2%	H29	60%	H33	
審議会等委員の女性の割合	19.5%	H28	33%	H33	
市役所における管理職の女性の割合（課長職以上）	6.6%	H29	20%	H34	
区長・区長代理に占める女性の割合	区長	0.5%	H29	2%	H34
	区長代理	1.8%	H29	5%	H34

—— 基本目標 II —— 仕事と家庭生活の調和

指 標 項 目	基準値		目標値		
	数値	年度	数値	年度	
家事労働諸項目の分担が夫・妻とも「どちらもほぼ同等」と回答した人の割合（※）	12.9%	H29	30%	H33	
家族経営協定締結農家数	131 戸	H28	150 戸	H33	
市役所職員の性別育児休業取得率	男性	2%	H28	13%	H33
	女性	100%	H28	100%	H33

—— 基本目標Ⅲ ——
人権を尊重し、安心・安全な暮らしの実現

指 標 項 目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
群馬県女性相談センターの認知度（※）	42.9%	H29	50%	H33
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の認知度（※）	68.0%	H29	75%	H33
DV被害経験のある人の割合（※）	9.0%	H29	着実に減少	H33

—— 基本目標Ⅳ ——
実効性のある男女共同参画行政

指 標 項 目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
計画の成果指標の目標達成度	44.4%	H28	B段階以上が80%以上	H33

（※）を付した項目の基準値は、「平成29年度太田市男女共同参画に関する意識調査」の結果の数値、目標値は、平成33年度に実施予定の同調査において目標とする数値である。

参 考

参 考 項 目		参考値	
		数値	統計年月日
女性活躍推進法に基づく太田市内の認定企業数	えるぼし	0企業	H29.9末
次世代育成支援対策推進法に基づく太田市内の認定事業所数	プラチナくるみん	1企業	H29.9末
	くるみん	2企業	
群馬いきいき参加企業認定制度に基づく太田市内の認定事業所数（ささえちゃん）いきいきGカンパニー	ゴールド認証	5企業	H29.10末
	ベーシック認証	139企業	
太田市役所職員の性別割合	男性	70.8%	H29.4.1
	女性	29.2%	

太田市男女共同参画に関する意識調査<個人調査・企業調査>概要

2017年6月に太田市市民及び本社所在地が太田市内かつ従業員が4名以上の企業に対して実施した男女共同参画に関する意識調査（有効回答数 個人調査：812件、企業調査364件）の概要は以下のとおり。

I. 個人調査

(1) 男女平等に関する考えについて

「社会の仕事は男性の役割、家事や子育てや介護は女性の役割」というように性別によって役割を固定的にとらえる考え方について、「同感する（計）」は29.1%、「同感できない（計）」は47.2%となった。（図1）

男女別で見ると「同感する（計）」女性は26.4%、男性は32.7%、「同感できない（計）」女性は51.6%、男性は42.3%となり、男女とも「同感できない（計）」が「同感する（計）」を上回った。（図2）

図1 性別による役割を固定的にとらえる考え方(全体)

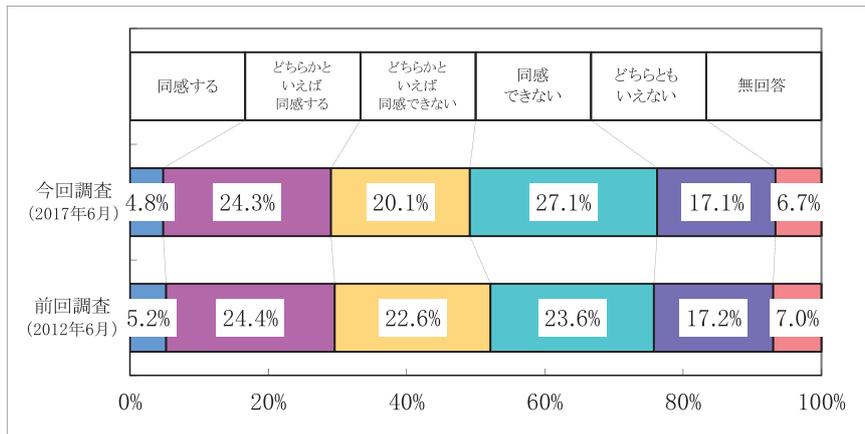
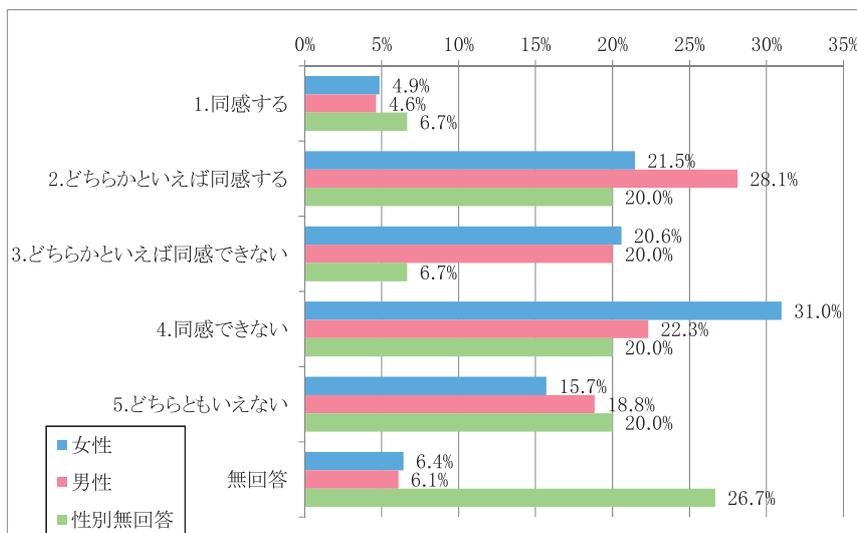


図2 性別による役割を固定的にとらえる考え方(男女別)

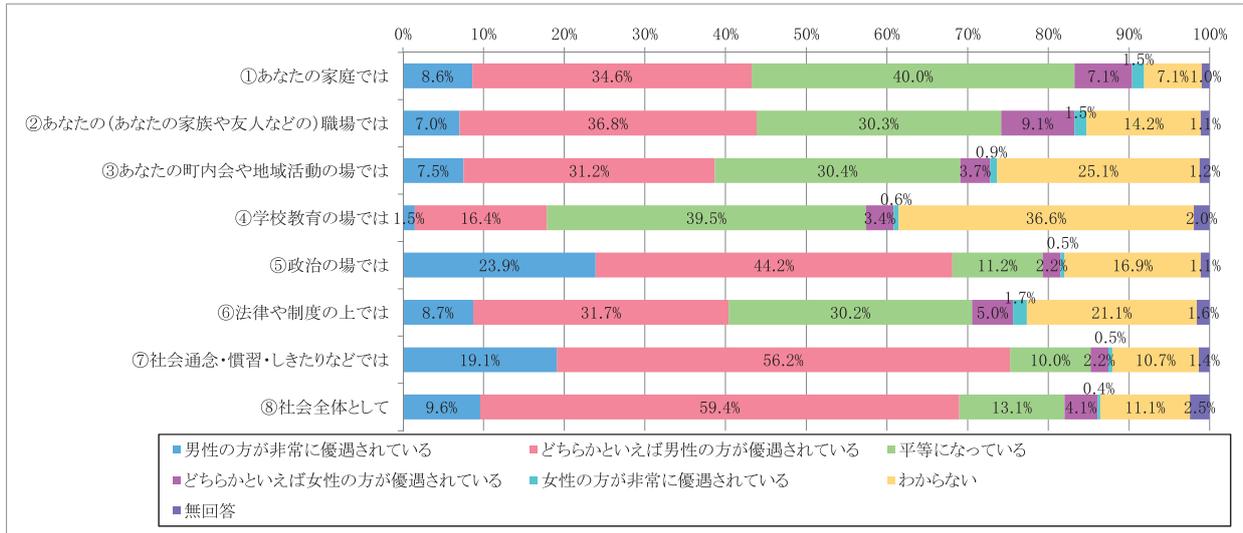


注：「同感する（計）」は「同感する」「どちらかといえば同感する」の合計
「同感できない（計）」は「同感できない」「どちらかといえば同感できない」の合計

(2) 男女の地位の平等について

男女の地位の平等について8つの場を取り上げて調査した結果、「職場」は36.8%・「町内会や地域活動」は31.2%・「政治」は44.2%・「法律や制度」は31.7%・「社会通念・慣習・しきたり」は56.2%・「社会全体」は59.4%と、6つの場において「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も多かった。「家庭」は40.0%・「学校教育」は39.5%と、2つの場において「平等になっている」が最も多かった。(図3)

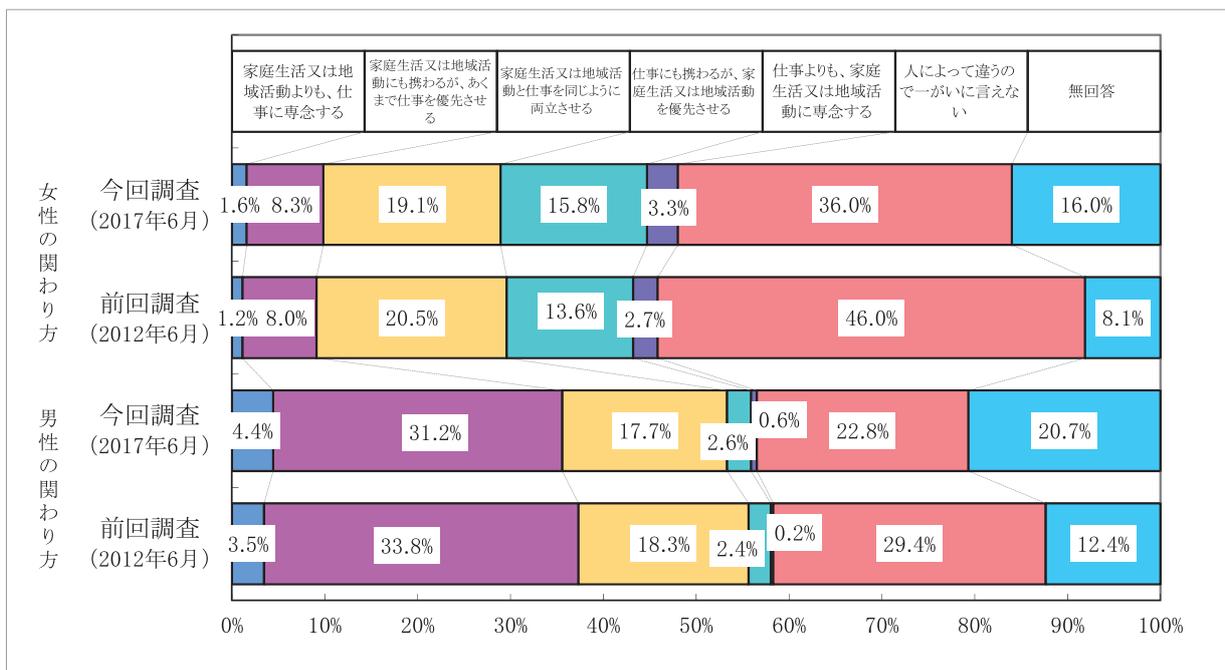
図3 男女の地位の平等について



(3) 男女の仕事と生活への関わり方について

女性および男性は、仕事と家庭・地域での活動にどのように関わるのが望ましいかを調査した結果、女性については、「人によって違うので一概に言えない」が36.0%、男性については「家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる」が31.2%と最も多かった。(図4)

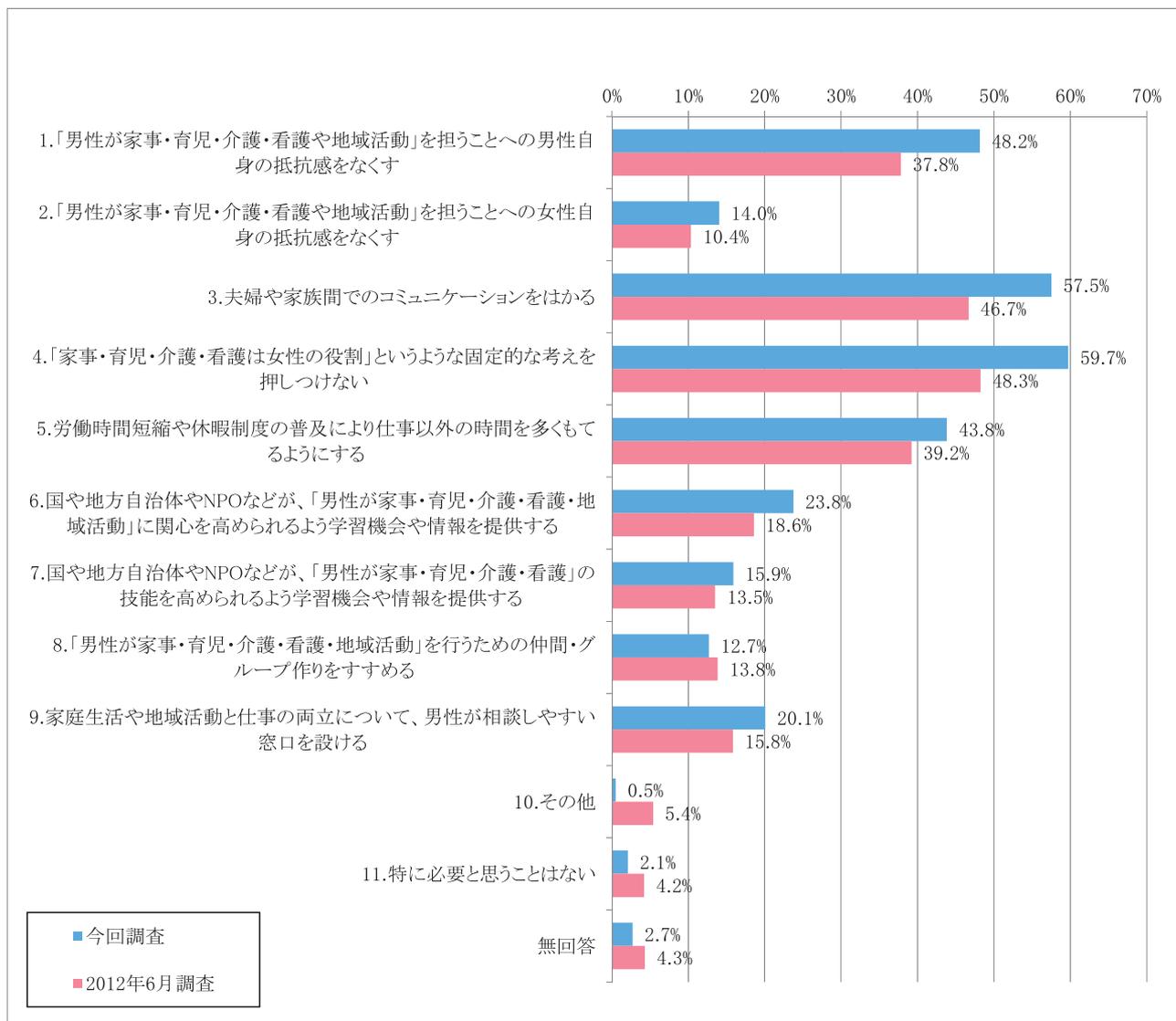
図4 男女の仕事と家庭・地域での活動への関わり方について



(4) 男性が家事等を担うために必要なことについて

男性が女性とともに家事・育児・介護・看護、地域活動などをより積極的に担っていくために必要なことについては、『家事・育児・介護・看護は女性の役割』というような固定的な考えを押し付けない」が59.7%と最も多かった。次に「夫婦や家族間でのコミュニケーションをはかる」が57.5%と続いた。(図5)

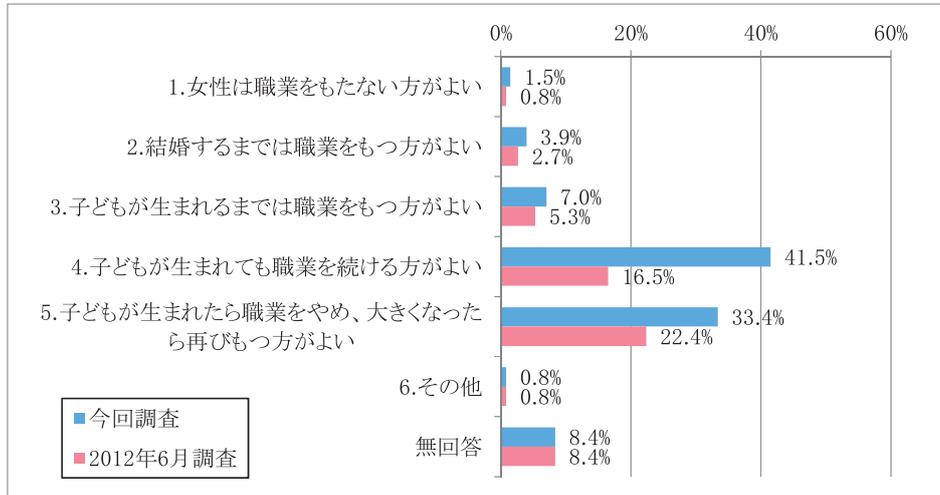
図5 男性が家事等を担うために必要なことについて



(5) 女性が職業をもつことについて

一般的に女性が職業をもつことについては、「子どもが生まれても職業を続ける方がよい」が41.5%と最も多かった。次に、「子どもが生まれたら職業をやめ、大きくなったら再びもつ方がよい」が33.4%と続いた。(図6)

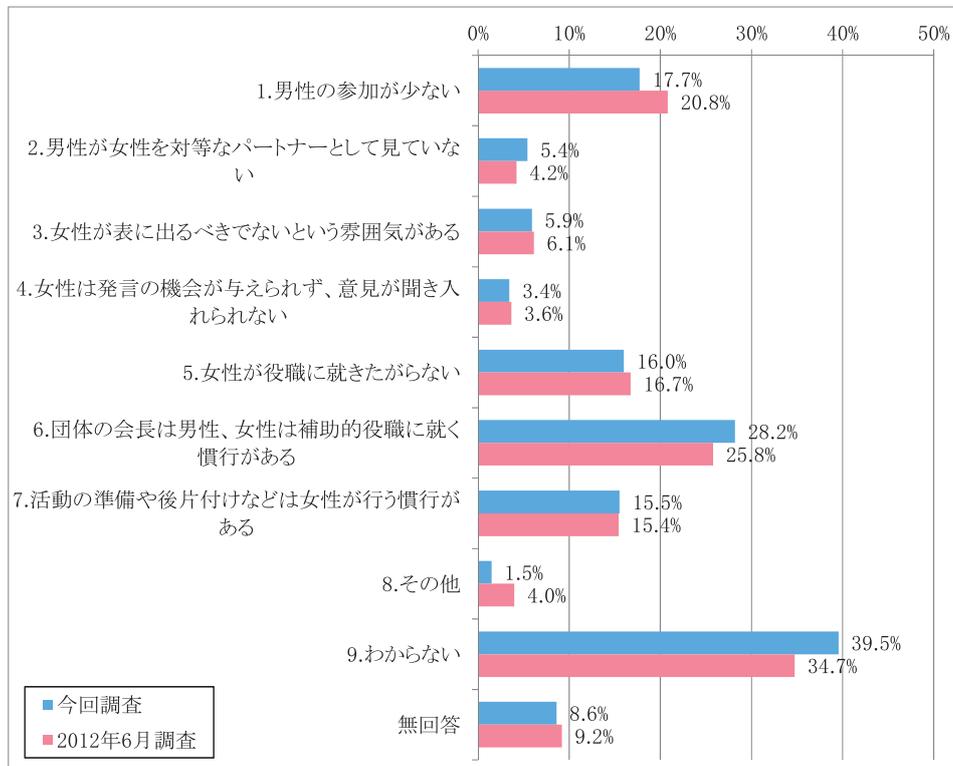
図6 女性が職業をもつことについて



(6) 地域での男女共同参画について

町内会、ボランティアなどの地域活動での男女共同参画については、「団体の会長は男性、女性は補助的役職に就く慣行がある」が28.2%と最も多かった。次に、「男性の参加が少ない」と続いた。(図7)

図7 地域活動での男女共同参画について



(7) ドメスティック・バイオレンス (DV) について

DVの経験や身近で見聞きしたことについては、「DVがテレビや新聞などで問題になっていることは知っている」が70.0%と最も多かった。次に、「DVについて見聞きしたことはない」が11.7%と続いた。(図8-1)

相談したことがありますかについては全体を通して、「友人・知人」が44.4%と最も多く、次に「家族や親戚」が37.0%、「相談しなかった」が24.1%と続いた。(図8-2)

図8-1 ドメスティック・バイオレンス(DV)の経験や、身近で見聞きしたことについて

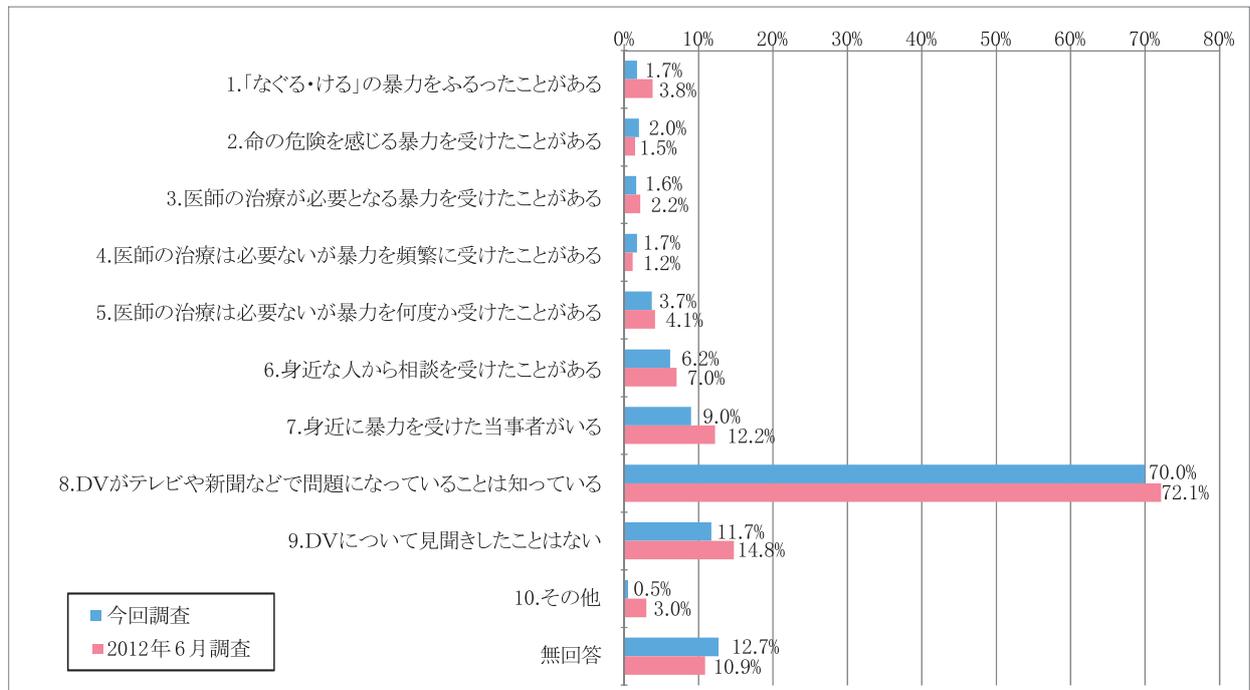
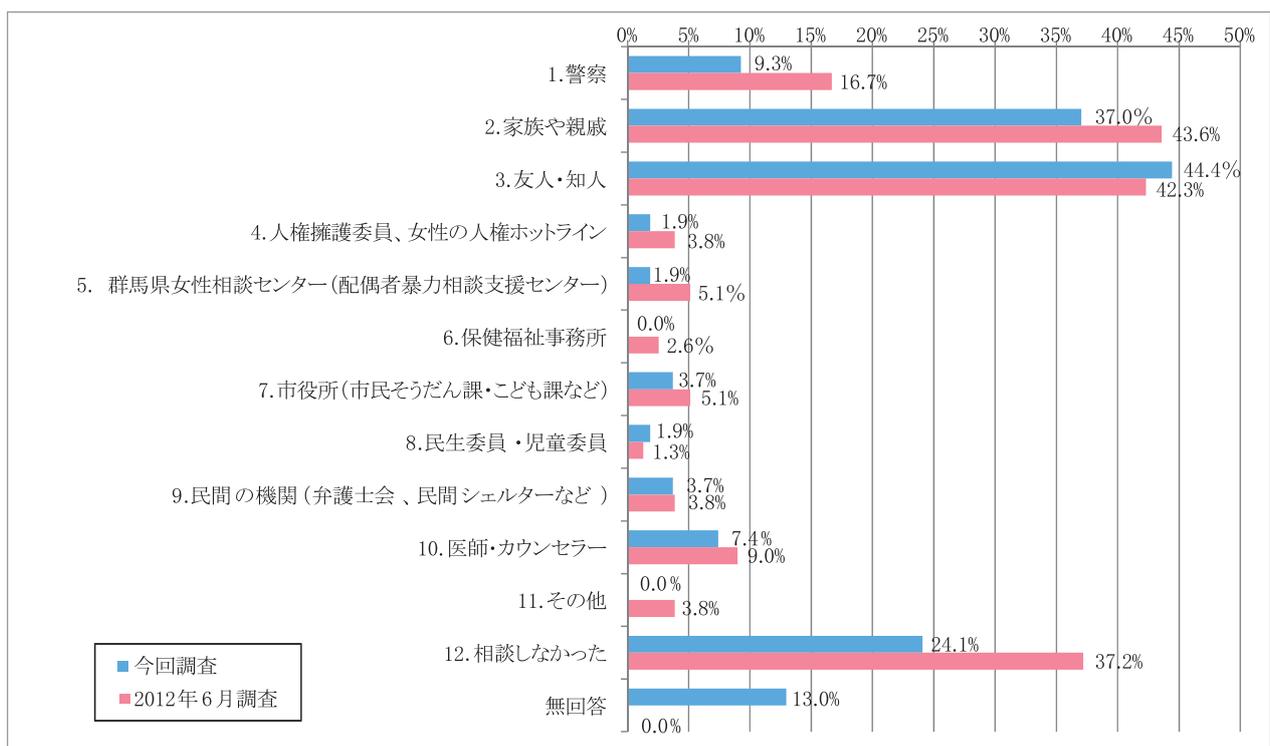


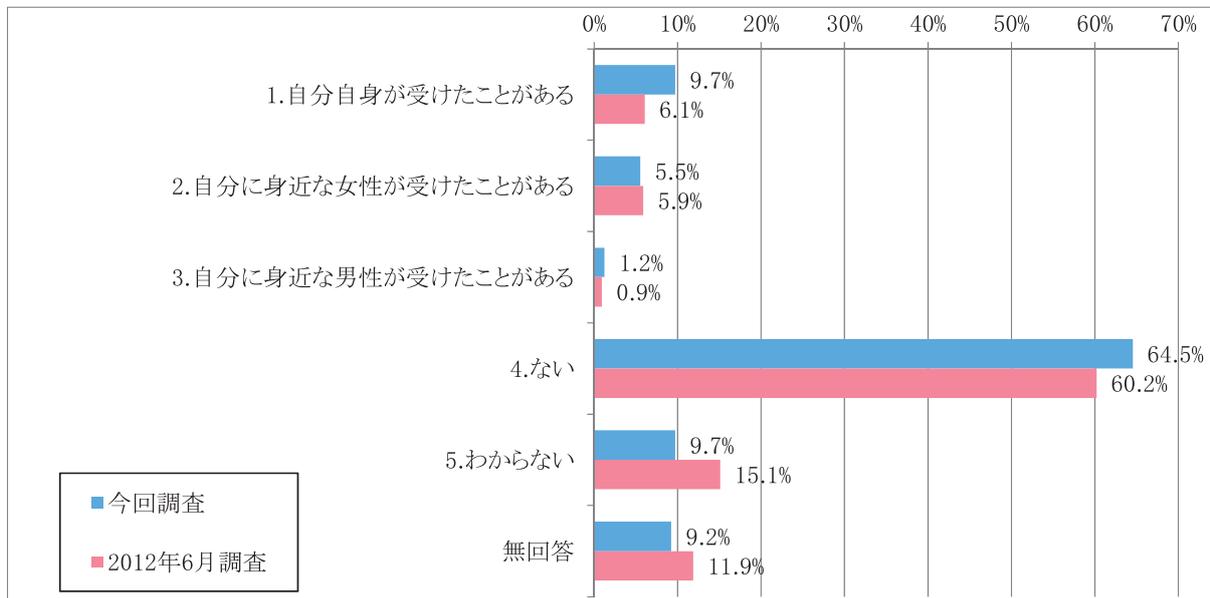
図8-2 ドメスティック・バイオレンス(DV)を相談したことがありますかについて



(8) セクシュアル・ハラスメントについて

セクシュアル・ハラスメントの経験については、「ない」が64.5%と最も多かった。次に、「自分自身が受けたことがある」が9.7%と続いた。(図9)

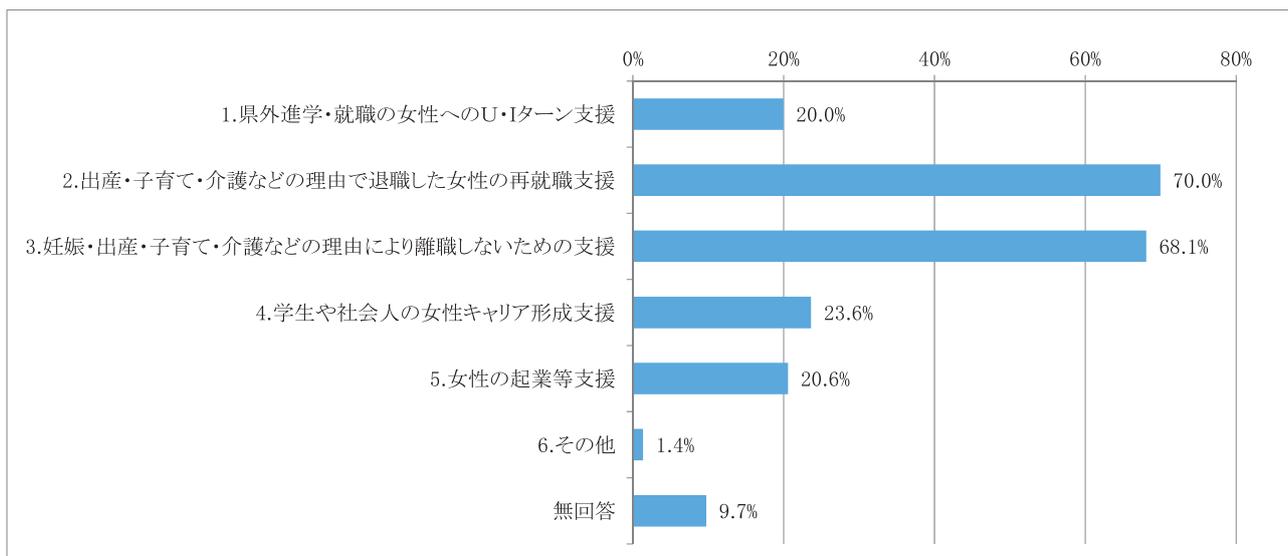
図9 セクシュアル・ハラスメントの経験について



(9) 太田市への要望について

「女性が輝く社会」を実現していくために太田市に対して望むことについては、「出産・子育て・介護などの理由で退職した女性の再就職支援」が70.0%と最も多かった。次に、「妊娠・出産・子育て・介護などの理由により離職しないための支援」が68.1%と続いた。(図10)

図10 太田市への要望について

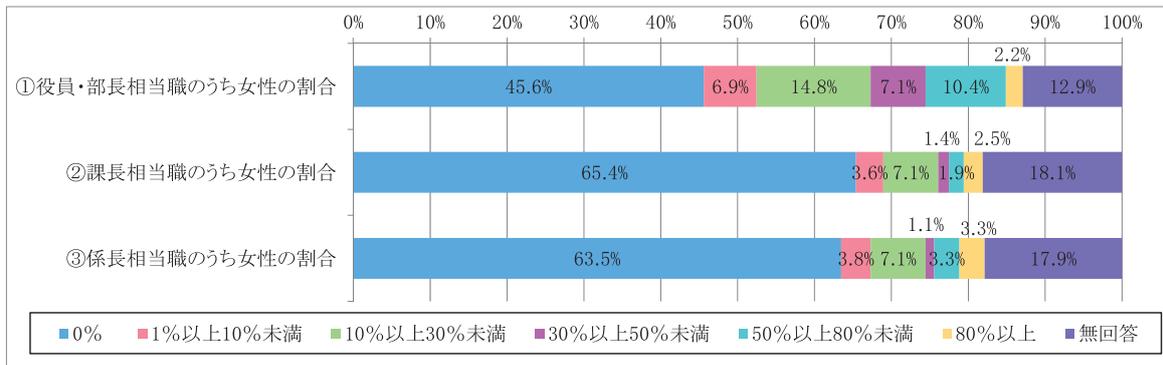


Ⅱ. 企業調査

(1) 女性の就労状況について

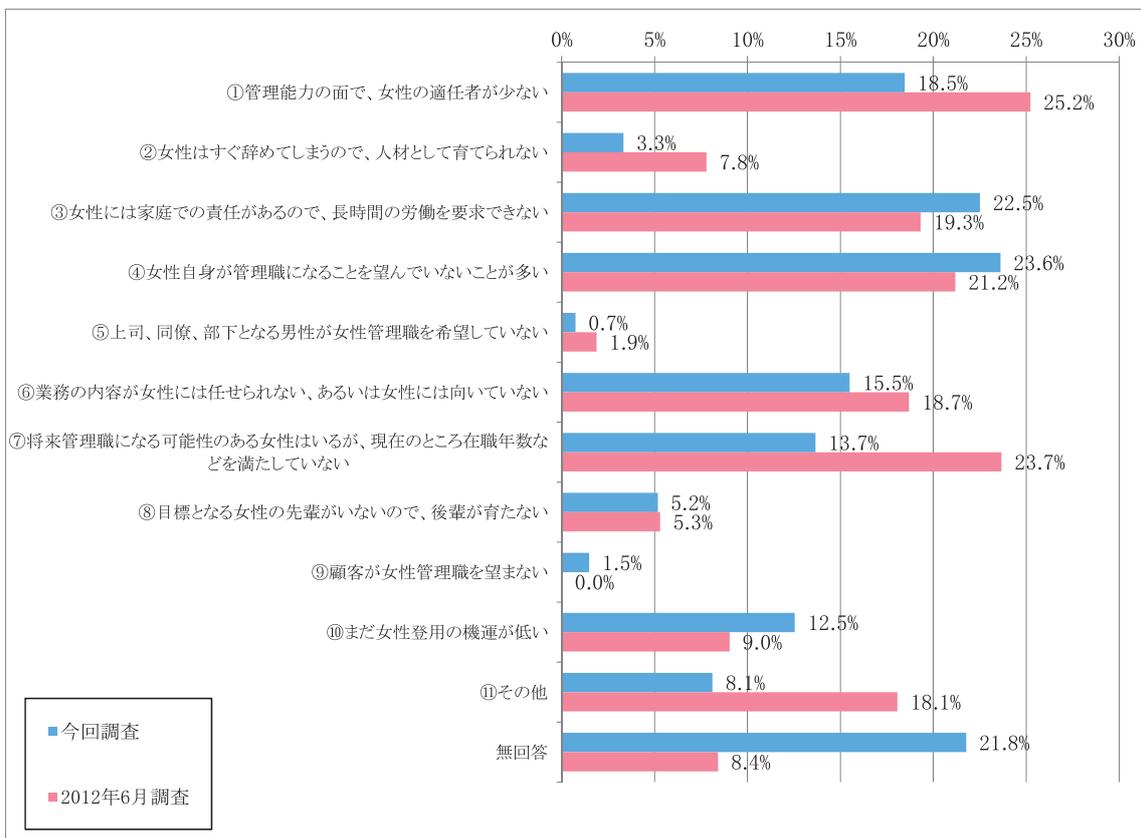
役職ごとの女性従業員の占める割合については、①役員・部長相当職「0%」が45.6%、②課長相当職「0%」が65.4%、③係長相当職「0%」が63.5%となり、各役職とも「0%」が最も多かった。(図 11)

図 11 女性労働者の占める割合(役職別)



いずれかの役職で女性従業員の占める割合が10%未満となっている企業に対し、女性管理職が少ない理由を尋ねたところ、「女性自身が管理職になることを望んでいないことが多い」が23.6%と最も多かった。次に、「女性には家庭での責任があるので、長時間の労働を要求できない」が22.5%と続いた。(図 12)

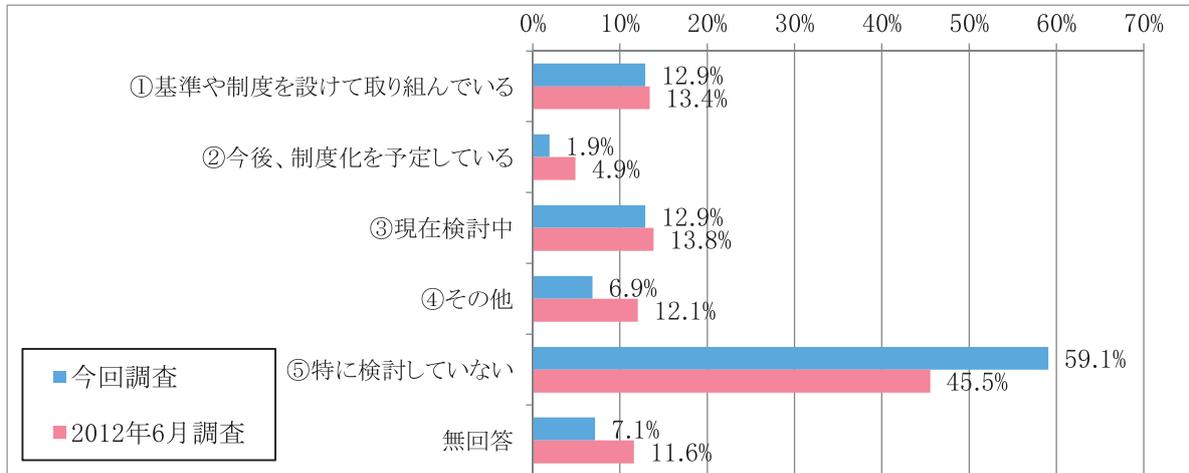
図 12 女性管理職が少ない理由について



(2) 子どものいる女性の雇用への取り組みについて

子育て等で退職した女性や母子家庭の母親の雇用への取り組みについては、「特に検討していない」が59.1%と最も多かった。次に、「基準や制度を設けて取り組んでいる」及び「現在検討中」が共に12.9%と続いた。(図13)

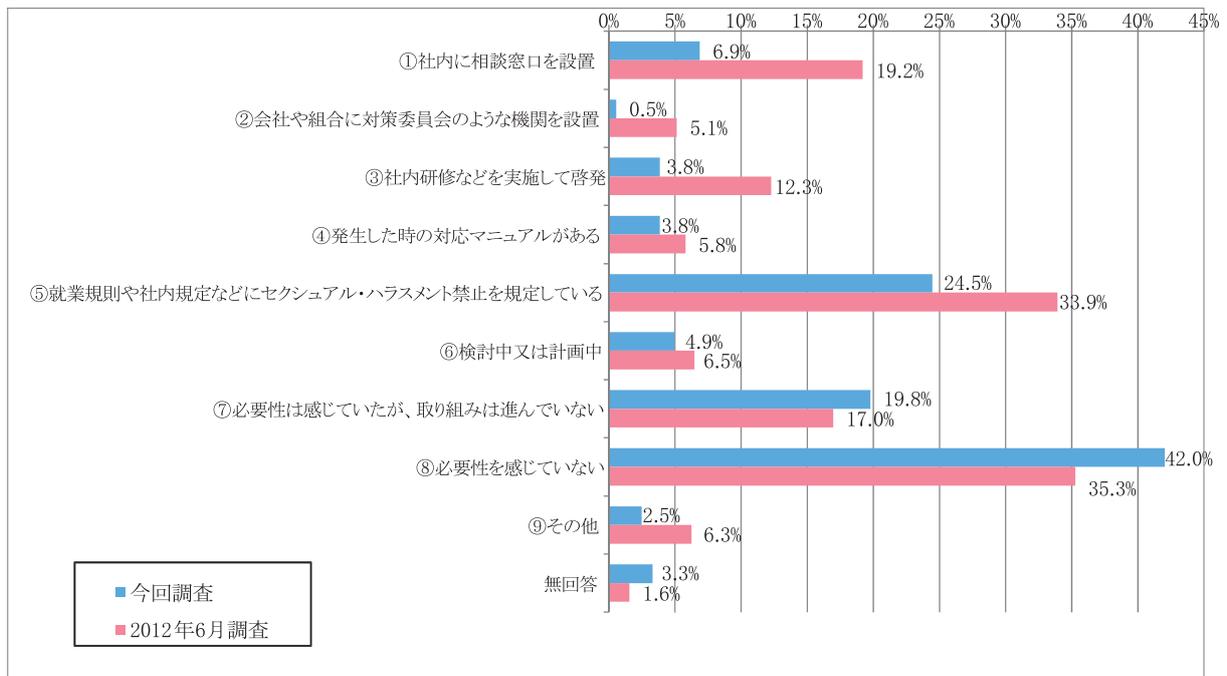
図13 退職した女性や母子家庭の母親の雇用について



(3) セクシュアル・ハラスメントに対する取り組み状況について

セクシュアル・ハラスメントに対する取り組み状況については、「必要性を感じていない」が42.0%と最も多かった。次に、「就業規則や社内規定などにセクシュアル・ハラスメント禁止を規定している」が24.5%と続いた。(図14)

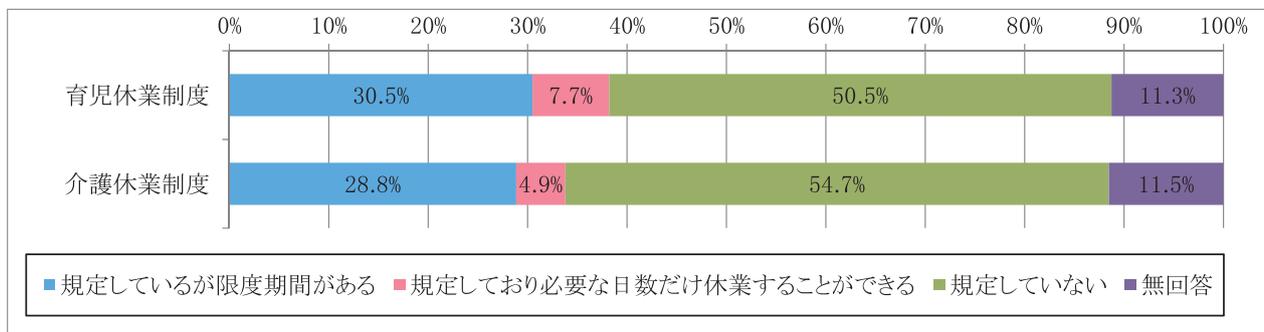
図14 セクシュアル・ハラスメントに対する取り組み状況について



(4) 育児・介護両立支援について

育児休業制度における限度期間の規定については、「規定していない」が50.5%と最も多かった。介護休業制度における限度期間の規定については、「規定していない」が54.7%と最も多かった。
(図 15)

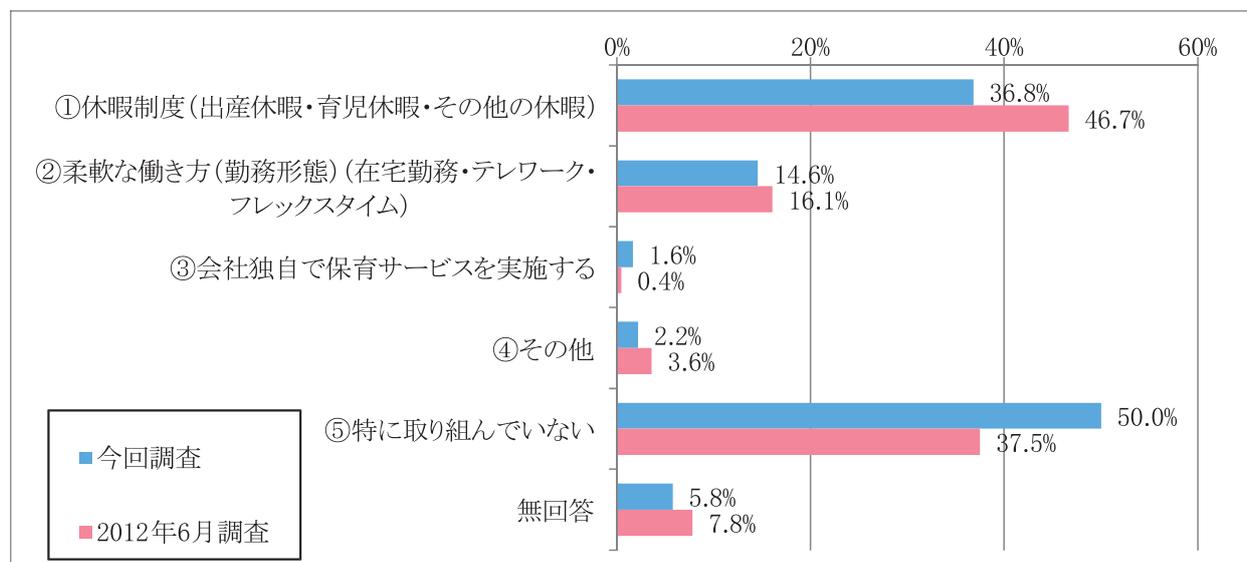
図 15 育児休業制度・介護休業制度の有無



(5) ワーク・ライフ・バランスの取り組み状況について

ワーク・ライフ・バランスの取り組み状況については、「特に取り組んでいない」が50.0%と最も多かった。次に、「休暇制度（出産休暇・育児休暇・その他の休暇）」が36.8%と続いた。
(図 16)

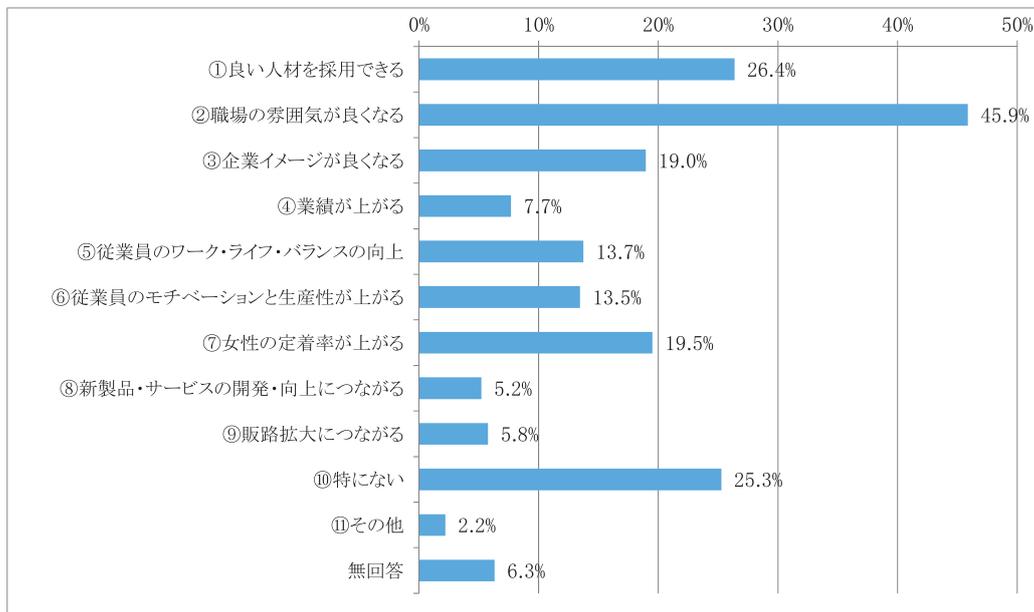
図 16 ワーク・ライフ・バランスの取り組み状況について



(6) 女性の活躍を推進するメリットについて

女性の活躍を推進するメリットについては、「職場の雰囲気が良くなる」が45.9%と最も多かった。次に、「良い人材を採用できる」が26.4%と続いた。(図17)

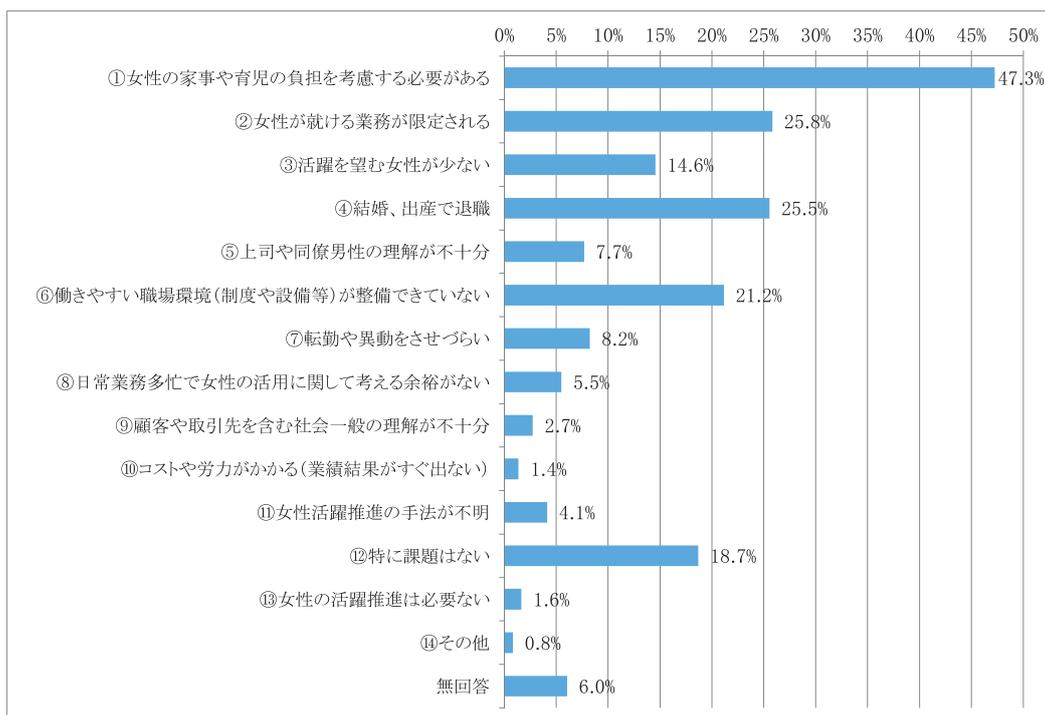
図17 女性の活躍を推進するメリットについて



(7) 女性の活躍推進にあたっての課題について

女性の活躍推進にあたっての課題については、「女性の家事や育児の負担を考慮する必要がある」が47.3%と最も多かった。次に、「女性が就ける業務が限定される」が25.8%と続いた。(図18)

図18 女性の活躍推進にあたっての課題について



●調査概要

	I.男女共同参画に関する市民意識調査 ＜個人調査＞	II.人権施策・男女共同参画に関する企 業意識調査＜企業調査＞
調査の目的	太田市の男女共同参画の実現に向けて、太田市民の意識、今後のニーズを把握し、男女共同参画に関する施策とその円滑な運用に向けた参考資料とします。	太田市の男女共同参画の実現及び人権問題の解決に向けて、企業の意識、今後のニーズを把握し、今後の施策とその円滑な運用を行うための参考資料とします。
調査対象	太田市市民 2,000 人	本社所在地が太田市内かつ従業員が 4 名以上の企業 1,000 社
抽出方法	「住民基本台帳」より、無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送	郵送
有効回答	812 件（有効回答率 40.6%）	364 件（有効回答率 36.4%）
調査期間	2017 年 6 月 8 日～6 月 30 日	2017 年 6 月 8 日～6 月 30 日

参 考 资 料

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

(Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women)

採択 1979年12月18日（国際連合総会第34回会期）

効力発生 1981年9月3日

日本国 1980年7月17日署名
1985年6月24日国会承認
1985年6月25日批准書寄託
1985年7月1日公布（条約第7号）
1985年7月25日効力発生

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮（ゆうりょ）し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏（きゅうぼう）の状況においては、女子が食料、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会

的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部（一般規定）

第1条（定義）この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条（締約国の義務）締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条（保障措置）締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条（差別とならない特別措置）1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条（役割に基づく偏見等の撤廃）締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習そ

の他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条（売買、売春からの搾取の禁止）締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部（政治的、公的活動における差別の撤廃）

第7条（政治的、公的活動における平等）締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条（国際的活動への参加の平等）締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条（国籍に関する権利の平等）1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部（経済的、社会的活動における差別の撤廃）

第10条（教育における差別の撤廃）締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会 (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を

享受する機会

第11条（雇用における差別の撤廃）1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条（保健における差別の撤廃）1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条（その他の差別の撤廃）締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条（農村女子に対する差別の撤廃）1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部（法の前の平等と差別の撤廃）

第15条（法律の前の平等）1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条（婚姻、家族関係における差別の撤廃）1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への

婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部（女子に対する差別の撤廃に関する委員会）

第17条（女子差別撤廃委員会の設置）1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に公平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条（締約国の報国義務）1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条（手続規則、役員任期）1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条（会合）1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条（報告、提案、勧告）1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条（専門機関との関係）専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部（最終規定）

第23条（国内法、他の国際条約との関係）この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条（条約上の権利の完全な実現）締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条（署名、批准、加入、寄託）1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第26条（改正）1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条（効力発生）1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条（保留）1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条（紛争の解決）1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の

組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条（正文） この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上を証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別

的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の

意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、

同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深

め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七條 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹

介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を

講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住

居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条

被害者

被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項

配偶者又は配偶者であった者

同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項

配偶者

第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項

離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成十六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成十九年七月十一日法律第百十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二十六年四月二十三日法律第二十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

太田市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成18年9月22日

(設置)

第1条 市の男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に推進するため、太田市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画に係る基本的事項に関する事。
- (2) 男女共同参画に係る施策の推進に関する事。
- (3) その他男女共同参画の推進に係る重要事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市の公募に応じた者

3 市は、男女いずれか一方の委員の数については、委員の総数の10分の3未満としないよう努めるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、第3条に定める委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 協議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(幹事)

第9条 協議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、太田市男女共同参画推進会議の委員の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、市民そうだん課が行う。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

太田市男女共同参画推進協議会委員名簿

平成30年3月1日現在

氏名	所属・団体名	備考
1	坂本 祐子 群馬パース大学	学識経験者
2	新島 隆 太田市区長会	関係団体の代表者
3	棚澤 みどり 太田商工会議所	
4	大川 恭子 太田人権擁護委員協議会	
5	大隅 恵美子 太田市民生児童委員協議会	
6	飯田 博久 日本労働組合総連合会 群馬県連 合会太田地域協議会	
7	清水 由紀江 太田市農業委員会	
8	武正 真理子 太田市国際交流協会	
9	岸本 勝行 太田市小中特別支援学校校長会	
10	小宮 光平 関東学園大学	
11	栗田 政子 公募市民	
12	福田 義雄 公募市民	
13	茂木 由美子 公募市民	

太田市男女共同参画推進会議設置要綱

平成18年9月22日

(設置)

第1条 男女共同参画に係る計画の策定及び施策の総合的かつ効果的な推進について、関係部局による密接な連絡調整等を図るとともに、男女共同参画に係る諸問題の迅速かつ的確な対応を期するため、庁内に太田市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(構成)

第2条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議に議長及び議長代行を置き、議長には市民生活部長を、議長代行には市民生活部副部長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 議長代行は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、推進会議に前条第1項に定める者以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(付議事項)

第4条 推進会議に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に係る基本方針に関する事項
- (2) 男女共同参画に係る重要施策に関する事項
- (3) 男女共同参画に係る情報の交換及び連絡調整に関する事項
- (4) その他男女共同参画に係る諸問題に関する事項

(太田市男女共同参画推進会議担当課連絡会議)

第5条 推進会議に前条に定める付議事項の具体的な推進を図るため、太田市男女共同参画推進会議担当課連絡会議(以下「担当課連絡会議」という。)を置く。

- 2 担当課連絡会議の運営に関して必要な事項は、推進会議で決定する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民そうだん課が行う。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月23日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係） 太田市男女共同参画推進会議構成委員

市民生活部長
市民生活部副部長
市民そうだん課長
企画政策課長
人事課長
防災防犯課長
地域総務課長
生涯学習課長
こども課長
児童施設課長
健康づくり課長
工業振興課長
学校教育課長
農業委員会事務局次長

太田市男女共同参画推進会議担当課連絡会議運営基準

平成18年9月22日

(趣旨)

第1条 この基準は、男女共同参画に係る施策の具体的な推進を図るため、太田市男女共同参画推進会議設置要綱（平成18年9月22日太田市制定。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、太田市男女共同参画推進会議担当課連絡会議（以下「連絡会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成及び主宰)

第2条 連絡会議は、別表に掲げる所属の長又は長の指名する職員で構成する。
2 連絡会議は、市民そうだん課長が主宰する。

(会議)

第3条 連絡会議は、要綱第4条に掲げる付議事項についての各所属の取組状況及び連携に関して審議検討する。

(報告)

第4条 連絡会議での決定事項は、太田市男女共同参画推進会議に報告する。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、要綱に準拠する。

附 則

この基準は、平成18年9月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年7月23日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

男女共同参画に関する年表

年	世界	日本	群馬県・太田市	
1975年 (昭和50年)	国際婦人年世界会議（メキシコシティ＝第1回世界女性会議）開催「女性の地位向上のための世界行動計画」採択	「育児休業に関する法律」公布 総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題担当室、婦人問題企画推進会議を設置		
国連婦人の10年	1976年 (昭和51年)	国連婦人の10年（～1985年(昭和60年)）	民法一部改正（離婚後の氏の選択が自由になる）	
	1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館が開設	
	1979年 (昭和54年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択		
	1980年 (昭和55年)	国連婦人の10年中間年世界会議（コペンハーゲン＝第2回世界女性会議）開催 「後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名	(県)「新ぐんま婦人計画」策定
	1981年 (昭和56年)	ILO第156号「男女労働者・特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」採択 「女子差別撤廃条約」発行		
	1984年 (昭和59年)		国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍父系血統主義から父母同系主義へ）	
	1985年 (昭和60年)	国連婦人の10年最終年世界会議（ナイロビ＝第3回世界女性会議）開催「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（ナイロビ将来戦略）採択	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」公布	(県)国連婦人の10年最終年記念群馬県大会
1986年 (昭和61年)		「婦人問題企画推進有識者会議」設置 「男女雇用機会均等法」施行		
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改訂）」策定	(県)「新ぐんま2010」の中に女性対策を主要な柱として位置づけ策定	
1992年 (平成4年)		「育児休業法」施行		
1993年 (平成5年)	国連婦人の地位向上委員会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択世界人権宣言(ウィーン)開催	「パートタイム労働法」成立・施行	(県)「新ぐんま女性プラン」策定	
1994年 (平成6年)	国際家族年国際人口開発会議(カイロ)開催	「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画室」設置		
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議(北京)開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」成立 ILO156号条約を批准		
1996年 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997年 (平成9年)		「男女雇用機会均等法」「労働基準法」等改正		
1999年 (平成11年)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「男女共同参画社会基本法」施行	(市)「太田市女性プラン」策定(旧太田市)	
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	「男女共同参画社会基本計画」策定		

年	世界	日本	群馬県・太田市
2001年 (平成13年)		「DV防止法」施行 「男女共同参画会議」開催	(県)「ぐんま男女共同参画プラン」策定
2002年 (平成14年)		「改正育児・介護休業法」施行(一部、平成13年11月施行)	
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行 「少子化社会対策基本法」施行	
2004年 (平成16年)		「改正DV防止法」施行	(県)「群馬県男女共同参画推進条例」制定
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	(市)太田市、尾島町、新田町、藪塚本町と合併(平成17年3月28日)
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	(県)「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 (県)「ぐんまDV対策基本計画」策定 (市)「太田市まちづくり基本条例」施行
2007年 (平成19年)		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	(市)「男女共同参画に関する市民・企業意識調査」実施
2008年 (平成20年)		「改正DV法」施行	(県)「ぐんまDV対策基本計画(改訂版)」策定 (市)「太田市男女共同参画基本計画」策定(平成20年度～平成24年度)
2009年 (平成21年)	国連女子差別撤廃委員会の日本に対する最終見解公表		(県)「ぐんま男女共同参画センター」設置
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」)開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 「改正育児・介護休業法」施行	
2011年 (平成23年)	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」発足		(県)「群馬県男女共同参画基本計画(第3次)」策定
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	子ども・子育て支援法等の子ども・子育て関連3法の公布 「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	(市)「男女共同参画に関する市民・企業意識調査」実施
2013年 (平成25年)			(市)「第2次太田市男女共同参画基本計画」策定(平成25年度～平成29年度)
2014年 (平成26年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「改正DV防止法」施行	(県)「ぐんまDV対策基本計画(第3次)」策定
2015年 (平成27年)	第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」閣僚会合)開催(ニューヨーク)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)公布 「男女共同参画基本計画(第4次)」策定	
2016年 (平成28年)			(県)「群馬県男女共同参画基本計画(第4次)」策定
2017年 (平成29年)			(市)「男女共同参画に関する市民・企業意識調査」実施
2018年 (平成30年)			(市)「第3次太田市男女共同参画基本計画」策定(平成30年度～平成34年度)

用語解説（五十音順）

育児・介護休業法

正式名称は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を推進するとともに、経済及び社会の発展に資することを目的とした法律です。

エンパワーメント

力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のことをいいます。

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

国連婦人の10年

1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の10年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の10年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の10年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の10年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決める事が適当であるにも関わらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

女子差別撤廃条約

正式名称は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。

1979年12月、第34回国連総会において採択され、1981年9月に発効しました。2018年1月現在の締約国数は189カ国。我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。

締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。

女性活躍推進法

正式名称は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備するために平成27年8月に10年間の時限立法として制定されました。国や地方公共団体、労働者301人以上の企業は女性の活躍推進に向けた基本方針や事業主行動計画の策定などが義務付けられました。

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。

職場、学校、地域などでの、一定の継続性のある社会的な力関係を濫用して強いられる性的な発言や行為によって、相手の人権が損なわれることをいいます。

男女共同参画社会

男女が、(性別にかかわらず、だれもが、)社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女平等と同じ理念だが、男女平等が“等しく人権が守られる”ことに重きを置くのに対し、“対等な参画と責任”に重きを置く表現です。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月に公布、施行されました。

男女雇用機会均等法

正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。

雇用における採用や昇進など男女差別的な取り扱いの禁止や、女性労働者の就業に関して、妊娠及び出産等を理由とする不利益な取り扱いの禁止などの措置を目的としています。その後も社会情勢に合わせて改正が行われています。

男女平等

労働条件、社会生活、政治活動等において男と女が等しい権利・義務・自由のもとに置かれることです。

性別にかかわらず、だれもが等しく人権を守られること。男女共同参画と同じ理念だが、男女平等が“等しく人権が守られる”ことに重きを置くのに対し、男女共同参画が“対等な参画と責任”に重きを置く表現です。

男性中心型労働慣行

年功的な処遇、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方のことをいいます。

デートDV

若いカップルの間でおこる身体的・性的・経済的・精神的などの暴力行為のことをいいます。

配偶者からの暴力（DV）

ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）。配偶者やパートナーなど親密な関係にある男女の間柄でおこる身体的・性的・経済的・精神的などの暴力行為のことです。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」では、「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

配偶者暴力防止法

正式名称は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され(内閣府)、労働者の仕事と生活のバランスを目指した政策課題・標語である。日本では少子化対策・男女共同参画の文脈で語られることが多いが、出生率向上・男女均等政策のみならず、労働時間政策、非正規労働者政策など働き方の全般的な改革に関わります。

発行：太田市
編集：市民生活部 市民そうだん課
〒373-8718 太田市浜町2番35号
TEL 0276-47-1111
FAX 0276-47-1866
URL 015100@mx.city.ota.gunma.jp
発行年月：平成30年3月

